

令和5年度第1回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会 会議録

議題	<p>1 議題</p> <p>(1) 会長・職務代理者の選任について</p> <p>(2) 令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率(案)について(諮問)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>3 その他</p>
日時	<p>令和5年6月13日(火)</p> <p>午後1時30分から午後2時15分</p>
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>被保険者代表</p> <p>鈴木友美、尾上俊彦、高橋里幸</p> <p>保険医又は保険薬剤師代表</p> <p>高山慶一郎、町田智幸、遠藤雄一郎、関義弘</p> <p>公益代表</p> <p>柏木弘子、藤浪潔、安井真由美</p> <p>事務局</p> <p>内藤福祉部長、前田保険年金課長</p> <p>給付担当 瀬沼課長補佐、川下課長補佐、梅原課長補佐、小島主査、鈴木主任</p> <p>保険料担当 水島課長補佐、村山課長補佐</p> <p>徴収担当 光課長補佐</p>
欠席者氏名	<p>被保険者代表 石山れいし</p> <p>公益代表 和賀始</p> <p>被用者保険等保険者代表 小林雄一</p>
会議資料	<p>議題(2)資料1</p> <p>令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率(案)について</p> <p>議題(2)資料2</p> <p>令和5年度想定保険料率と所得別保険料試算について</p>

	議題（２）参考資料１ 神奈川内各市の料（税）率の推移 議題（２）参考資料２ 被保険者数及び世帯数の推移について 議題（２）参考資料３ 令和５年度所得段階別世帯の状況 報告事項（１）資料 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（国民健康保険料の減免） その他 第２期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画（中間評価・パンフレット）
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	０名

（会議の概要）

○事務局

本日は委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、令和５年度第１回の茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会を開催します。

会議に入ります前に、今年度より委員になられる３名の方に委嘱状を交付させていただきます。

本来であれば市長よりお渡しするところですが、本日は所用のためこちらに来ることができませんので、代わりに福祉部長より交付させていただきます。

恐縮ですが、名簿順にお名前をお呼びいたしますので、お受け取りいただくようお願いいたします。

—福祉部長より１名ずつ委嘱状を渡す—

本日は、１年ぶりの対面開催での協議会であり、また、新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、委員の皆様より改めて自己紹介をお願いします。それではお手元の名簿順に鈴木委員より、お一言ずつお願いします。

なお、「石山委員」、「和賀委員」、「小林委員」は都合により欠席いたしますことをご報告いたします。

－委員名簿順に自己紹介－

○鈴木委員

鈴木です。去年1年間やらせていただきましたけれども、対面は久しぶりということで、またよろしく願いいたします。

○尾上委員

尾上です。

私も1年間やらせていただきまして大体の流れがわかりましたので、建設的な意見を述べていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○高橋委員

2年目になります。国民健康保険の加入者の高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○高山委員

茅ヶ崎医師会副会長の高山です。よろしく願いいたします。

○町田委員

茅ヶ崎医師会理事の町田と申します。2年目ですけれど、久しぶりの開催なのでまだまだ慣れないところも多いのですが、開業医としての立場から意見を述べられればと思えますので、よろしく願いいたします。

○遠藤委員

茅ヶ崎歯科医師会の遠藤と申します。よろしく願いします。

○関委員

茅ヶ崎寒川薬剤師会で、本年度から副会長させていただいておりますしんわ薬局の関と申します。初参加ですので、わからないことだらけかもしれませんが、薬剤師としてお役に立てるよう、本日参加させていただきました。皆様どうぞよろしく願いいたします。

○柏木委員

今年度より、加えさせていただきました、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所長の柏木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○藤浪委員

茅ヶ崎市立病院の病院長の藤浪と申します。4月からなりまして、この会議も初めてです。どうぞよろしくお願いいたします。

○安井委員

茅ヶ崎市寒川町地域活動栄養士にんじんの会に所属しております安井と申します。よろしくお願いいたします。2年目になりますけど、なかなかわからないことが多いのですがお役に立てられるように、やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

次に、事務局の職員を紹介いたします。（事務局職員の紹介）

－資料の確認－

○事務局

それでは、会議に入らせていただきます。

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、「協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とされております。本日の会議につきまして、出席委員は10名で、過半数の出席ですので、会議が成立することをご報告いたします。

なお、会長及び職務代理者が選出されるまでの間、座長を事務局の内藤福祉部長が務めさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

－異議なし－

○事務局

では、部長、よろしくお願いいたします。

○座長

それでは、ただいま、ご了承いただきましたので、会長、職務代理者となる副会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第をご覧ください。次第の1、議題（1）会長及び職務代理者の選出につきまして、本年度は委員改選時期に当たりますので、選出につきましては、国民健康保険

法施行令第5条第1項におきまして、「公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」ことになっております。また、同条第2項におきまして、「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する」こととなっております。

なお、欠席されております委員の方からは、協議会宛てに委任状が提出されております。選出につきまして、いかがいたしましょうか。ご意見はございますか。

－意見なし－

○座長

特にご意見がないということであれば、事務局に一任したいと思いますが、よろしいでしょうか。

－異議なし－

○座長

異議なしということですので、事務局から案があればお願いいたします。

○事務局

会長を務めていただいております平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所長の石川委員と、職務代理者を務めていただいております茅ヶ崎市立病院の望月委員が令和5年3月31日をもちましてご退職となりました。

石川様の後任として令和5年6月1日に神奈川県健康医療局長より、同じく平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所長の柏木様を、望月様の後任として茅ヶ崎市立病院より、同じく病院長の藤浪様を委員としてご推薦いただき、両名、先ほど委員の委嘱を行いました。

会長、職務代理者の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項において「公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」ことになっております。

そこで、事務局からは柏木委員に残任期間の会長を、藤浪委員に残任期間の職務代理者をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○座長

ただいま事務局から提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

－異議なし－

○座長

異議なしとの声ですので、それでは、会長には柏木委員、職務代理者には藤浪委員とすることで決定したいと思います。よろしいでしょうか。

－異議なし－

○座長

それでは、恐れ入りますが、先ほどご挨拶をいただいたばかりではございますけれども、会長として柏木会長、続きまして、職務代理者として藤浪委員より、順にご挨拶をお願いしたいと思います。

○柏木会長

ただいま、委員の皆様方からご承認をいただきまして、会長に選任されました。柏木でございます。

皆様方のご協力により、国民健康保険の円滑な運営に努めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○藤浪副会長

藤浪です。先ほどご挨拶したようにまだ初回ですので私も全くわかりませんが、皆様のご支援をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○座長

それでは、ただいま、会長及び職務代理者である副会長が決定いたしましたので、茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定により、次の議題からは柏木会長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。
次第の1、議題（2）令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）の諮問について、事務局よりお願いします。

○事務局

本日の議題（2）にあります令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、諮問書を市長に代わり部長より会長へ提出させていただきます。

○内藤福祉部長

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長様

茅ヶ崎市市長 佐藤 光

令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について諮問

令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、別紙の料率案のとおり諮問いたします。

—内藤福祉部長より柏木会長へ諮問書を提出—

○議長

それでは、ただいま諮問のありました令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について、事務局より詳細の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局より、議題（2）令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について説明させていただきます。

事前にお配りさせていただいております、議題（2）資料1をご覧ください。

国民健康保険料の決め方としまして、国民健康保険料は、①医療給付費分、国民健康保険加入者の医療費の財源となる保険料。②後期高齢者支援金分、75歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度を支援することを目的とした保険料。③介護納付金分（40歳から64歳までの方が対象）に賦課される介護保険の保険料を合算したものであります。これらの保険料は、資料右上にあります、世帯の加入者の所得に応じて計算された所得割、世帯の加入者数に応じて計算された均等割、1世帯あたりにつき計算された平等割によって構成されております。なお、円グラフにありますとおり、医療費から被保険者が病院などで支払う一部負担金、国や地方自治体からの補助金などを差し引いた分を、保険料で負担する仕組みとなっております。

それでは、続きまして、2 令和5年度の保険料率（案）をご覧ください。

2 令和5年度の保険料率（案）につきましては、令和5年度の国民健康保険事業に要する経費の見込額、国庫支出金等の収入見込額、被保険者数、世帯数、所得状況等をもとに、次のとおり令和5年度保険料率の算定をおこないました。なお、詳細につきましては、こちら事前にお配りさせていただいております、議題（2）資料2をごらんください。

資料2 1 令和5年度保険料率（案）につきましては、令和5年度保険料率（案）と対前年度令和4年度との増減について記載しております。

医療給付費分につきましては、所得割6.77%、均等割21,000円、平等割26,

400円、後期高齢者支援金等分につきましては、所得割2.95%、均等割8,800円、平等割11,000円、介護納付金分につきましては、所得割2.79%、均等割9,600円、平等割9,000円となっており、前年度より、所得割1.36%、均等割2,200円、平等割2,000円、それぞれ増加となった算定結果であります。

前年度より増加した理由としまして、前年度より国保世帯数の減少。約1,000世帯の減少、保険料額で約1億3,000万円の減少。神奈川県に支払うべき保険事業費納付金について、前年度より約3億5,000万円の増加。団塊の世代の後期高齢者への移行に伴い、後期高齢者支援金分が大幅に増加したものによる。

医療費が増加しているにもかかわらず、負担する被保険者数が減少していることから、保険料率は上昇する傾向となっております。

なお、被保険者の負担をなるべく少なくするため、国民健康保険運営基金4億3000万円を財源として活用し、保険料率の上昇を抑制したいと考えております。

続きまして、2.令和5年度想定保険料率における所得別保険料試算をご覧ください。令和5年度想定保険料率における所得別保険料試算につきましては、モデルケースとして、介護納付金ありの40歳以上夫婦と子供二人の4人世帯の給与収入額ごとの5年度保険料額と4年度保険料額の試算を比較したものであります。表にありますとおり、前年の総所得金額が一定基準以下の世帯については、所得額に応じて、保険料の均等割及び平等割が、7割、5割、2割軽減されます。

なお、軽減された保険料につきましては、毎年総務省から出されます、国民健康保険繰出し基準に基づき、国・県・一般会計より全額補てんされております。

以上が、議題（2）資料1・資料2の説明となります。

次に、こちらもお事前にお配りさせていただいております、参考資料についてご説明をさせていただきます。

参考資料1につきましては、県内19市の令和3年度から令和5年度までの医療分・後期分・介護分の料（税）率です。なお、令和5年度の料率が現時点で公表されていない団体につきましては、昨年度の保険料率を記載しております。本市の保険料につきましては、高い方から8番目程度の順位が予想されるところでございます

続きまして、参考資料2につきましては、被保険者数及び世帯数の推移についてとして、平成25年から令和5年までの10年間の被保険者数・世帯数の推移でございます。

被保険者については、10年間で約20,000人、世帯では約7,000世帯の減少となっております。理由として、団塊の世代の75歳到達による後期高齢者制度への移行及び、社会保険への加入条件の適用拡大に伴う、社会保険への移行者の増加によるものでございます。

続きまして、参考資料3につきましては、令和5年度所得段階別世帯の状況としまして、

令和5年4月1日時点での所得段階別の世帯状況をお示ししております。表のとおり、過半数以上の世帯が、33万円以下の所得が低い世帯となっております。

参考資料についての説明は、以上となります。

なお、先ほど会長へ提出させていただきました、諮問書の写し及び資料を、本日机上に配布させていただきましたので、後ほどご覧ください。

以上で、議案（2）令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）につきまして、ご説明を終了させていただきます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長

説明ありがとうございました。

それでは、今、事務局からあった説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

○高橋委員

被保険者の数の推移を見ますと、かなり減っているというのがこの表やグラフを見てもわかるのですが、これは先ほど理由にもおっしゃってましたけれど、いわゆる後期高齢者への移行と、それからもう1点は、社会保険の加入促進、この2点が理由に挙げられたのですが、社会保険の加入というのは言ってみれば国の政策ということで、そういった国の政策に左右されるところで、負担を負わされるというのはいかがなものかなという、率直な意見があるんですけど、その点はいかがでしょうか。

○事務局

保険料の料率につきましては、神奈川県の方から予算を作成するにあたって納付金の金額を提示されるものとなっております。

神奈川県の方から医療費として、どれだけかかるという算定したものを茅ヶ崎市の被保険者また他の基金等を使って保険料率を算定しておりますので、茅ヶ崎市の方で、保険者数が減って社会保険に移行されてるからといって、保険料率の納付金の金額が決められておりますので、限られたその財源の中で賄うため保険料率を上げざるをえないという結果でございました。以上となります。

○事務局（部長）

若干補足をさせていただきます。ご質問いただいた趣旨はまさにその通りでございまして、国民健康保険を運営する側からいたしますと、加入者を他の保険に移行させていこう

とする国の施策に関しては、一体どういうことなんだろうという思いがあります。

結果的に、国民健康保険に加入される方々の特徴と言いますと、将来的にはですね、いわゆる自営業の方、それから後期高齢者の医療に加入するまでの間の高齢者の方ということで、安定的な収入を得られる方達という点では、確かにそうなのかもしれませんがその所得に関しては、非常に高いものを望むということは厳しいかと。そういった加入者が増えていくことになっていくと思っております。

業界を報道する新聞なんかに目を通しますとやはりその点を指摘する有識者の方もいらっしゃるんですけど、読んでみると、実際に制度運営する側としても、そこが痛いところだなという思いは持っております。

ご質問いただきました通り、運営する側としては安定的な運営をしたい。加入されてる方に関しても、一定の負担をお願いするとしてもそれが過度にならないようにしたいと思いはありますが、今のところ、制度の上で市町村において何か特別な手を打てるという状況ではないとすると、このような制度にあることを、いろいろな場面を通じて国に働きかけて、国民健康保険制度の安定的な運営に、少し耳を傾けていただきたいなという思いがあります。以上です。

○議長

高橋委員、よろしいでしょうか。ほかにご質問等ありますでしょうか。

○高橋委員

はい、ありがとうございます。

○尾上委員

先ほどの質問に関連しまして、このグラフを見ても前年と比べて、減少率が倍ぐらいになっています。要因としては、今おっしゃられましたように後期高齢者増加と社会保険への加入ということですが、割合的にはどちらが多いのでしょうか。団塊の世代で後期高齢者になる方が大多数いるからなのか、それとも社会保険へ加入する事によって、大幅に減少しているのでしょうか。

○事務局

今、尾上委員からお話いただきました通り、後期高齢者への移行が、大体年間2000人ぐらいいるということですので、やはり社会保険の加入もそうですが、大きな要因としては、後期高齢者への移行になります。そのため、後期高齢者医療保険制度の被保険者数の方は増加しているということになります。以上でございます。

○議長

尾上委員、よろしいでしょうか。ほかにご質問等ありますでしょうか。

○尾上委員

はい、ありがとうございます。

○議長

では、ほかにご質問、ご意見等がなければ、令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率(案)につきまして、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

—異議なし—

○議長

では、ご異議がないようですので、原案のとおり答申することに決定いたします。

続きまして、次第の2、報告事項(1)「茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告事項(1)茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。条例改正の内容につきましては、「国民健康保険料の減免」となります。

報告事項(1)資料をご覧ください。

本件につきましては、厚生労働省から示された財政支援の基準に基づき、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を令和4年度に引き続き、令和5年度も減免できるとするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免に関し対象となる保険料の納期限を改めるためのものです。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免については、令和4年4月に厚労省より通知が発出され、避難指示解除から10年程度で特例減免措置を終了することとなりました。令和5年度以降、対象地域ごとに段階的に見直しが行われます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したものに係る保険料の減免につきましては、新型コロナウイルス感染症について令和5年5月に5類感染症に位置付ける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度分までで財政支援が終了することとなり、令和5年度分の保険料の減免は行わないこととなりましたが、令和4年度分につきまして、納

期限が令和5年4月1日以降になる廻りの加入者等について、減免事由に該当する場合、保険料を減免できるように改正を行います。

令和4年度は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免については4世帯を、新型コロナウイルス感染症による収入減少等に係る減免については3月末の時点では63世帯を減免しました。説明は、以上となります。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしく願います。

—特になし—

○議長

よろしいですか。それでは、次第の3、その他について事務局より願います。

○事務局

茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画についてご説明いたします。お配りした「第2期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画」概要版をご覧ください。1ページ㊶計画策定の趣旨についてです。本市では、「健康づくりの推進」「健康寿命の延伸」「医療費適正化」を基本理念として「茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画」及び「茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定しています。第1期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画と第2期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画が平成29年度末に終了するのに伴い、両計画を一体的な「第2期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画」として策定しました。

計画最終年度である今年度は、評価を行ない、第3期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画を策定いたします。

㊷計画の構成は第1章から8章になっています。第1章は策定の趣旨と背景、概要の2～3ページ第2章から第4章では、茅ヶ崎市の国民健康保険の被保険者数と1人当たりの医療費の推移や入院、外来の医療費分析、特定健康診査等の実施状況について分析をしています。

第5章「健康課題対策に向けた保健事業の実施」では2章から4章のデータをもとに茅ヶ崎市が抱える健康課題を抽出し、それぞれの課題に対する対策及び保健事業を掲げています。概要版3ページの下段に掲載があります、5つの健康課題に対する対策として保健事業を実施しています。概要版4ページにある第6章では、保健事業の実施計画及び評価

指標を掲載しています。

第7章は第3期茅ヶ崎市特定健康診査等実施計画となります。平成25年から平成28年の特定健診・特定保健指導の実施状況から目標値を概要版のとおり設定しています。

第8章では、計画の取り扱いとして、計画の見直し時期、計画の公表・周知、個人情報の保護について記載しています。以上が現行のデータヘルス計画の概要説明となります。

続きまして、次期計画策定スケジュールについて、ご説明します。

現行計画の最終評価を行うにあたり、保健事業の実施状況や医療費等の詳細なデータ分析を行いません。設定した評価指標を基に達成状況の評価を行い、次期計画の素案を策定していきます。10月初旬から中旬前には次期計画の素案（案）が出来る予定です。委員の皆さまには、今回の協議会において、計画素案（案）についてご助言を得たいと考えています。その後、庁内及び議会の会議を経て、12月末から1月にかけてパブリックコメントを実施し、素案の修正等を行ない3月には公表できるよう進めていく予定です。

委員の皆さまにおかれましては、お配りした計画書・中間評価について、お時間のある時に一度ご覧になっていただくようお願いいたします。

今回の運営協議会の前には、次期計画素案（案）について送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご覧いただき委員会で、ご助言をいただきますようお願いいたします。説明は以上となります。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質疑、ご意見等あれば、よろしくようお願いいたします。

○高橋委員

1点だけ教えてください。この計画で一番肝心なところは、進行管理をしっかり行い、評価をすることによって、課題を明らかにするという作業がとても大事だと思います。こちらの配布された第2期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画の中間評価の4ページの「3 中間評価の方法」ところで、(2) 評価基準について記載されておりますが、区分AとBの評価の差が不明瞭です。例えば「区分A：事業の目的達成に向けて十分な効果が表れている」と「区分B：事業の目的達成に向けて一定の効果が現れている」とありますが、その差が何か明確にわかりません。おそらく、定性的な評価の場合はどうしても個人ごとに評価がぶれてしまう部分があると思います。例えば、評価をきちんと行う際には、いわゆる数値化した評価をすべきと考えられますので、達成度がどれだけあるか、そういったものを併記していただくと非常にわかりやすいと思います。

○事務局

今のご意見を踏まえて、次回の協議会の時にはお示しできればと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようでしたら、用意された議題は以上になります。事務局より、今後の予定等、連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局

本協議会は年間3回の開催としております。

今年度は先ほど説明がありましたとおり「データヘルス計画」の策定があり、また本協議会の開催回数も限られておりますので、「第2回運営協議会」は、10月中旬から下旬のあいだの開催とし、「データヘルス計画の素案」について御意見をいただきたいと考えております。「令和4年度国民健康保険事業特別会計決算の概要」につきましては、8月中旬頃に委員の皆様へ資料を送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。詳細につきましては、後日ご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より第2回運営協議会について説明がありました。

委員の皆様、第2回開催は10月中旬から下旬となりますので、よろしく願いいたします。委員の皆様からは、ほかに何かございませんか。

－異議なし－

○議長

他になければ、これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。